

県有地購入手続きと必要書類（賃借権譲渡同時）

【建物譲渡による賃借権譲渡と県有地の購入を同時に行う場合の手続き】

- ①賃借権譲渡承認申請書及び普通財産売払申請書の提出（借地人・譲渡人）
- ②現況等の調査（県 ※現地にて境界標の確認）
- ③賃借権譲渡承認書による通知（県）
- ④建物所有権移転登記簿謄本の提出（譲受人）
- ⑤一部変更契約の締結（県と譲受人）
- ⑥県有地売買価格の通知（県）
- ⑦県有地売買契約の締結及び売買代金の支払（県と譲受人・②承諾日から90日以内）
- ⑧県から譲受人への土地所有権移転登記（県）

<①に必要な書類>

- 賃借権譲渡承認申請書
- 普通財産売払申請書
- 念書
- 所有権移転前の建物登記簿謄本
- 始末書（既に建物を譲渡して、事後承諾になる場合）
- 下記表で該当する書類

【表】

	借地人・譲渡人	譲受人	共有者
住民票謄本又は抄本	○	○	
印鑑証明書	○	○	△①
納税証明書（滞納のない証明）		○	
同意書			△①

①・・・借地上の建物の共有名義人がいる場合

<⑤に必要な書類>

- ◆所有権移転後の建物登記簿謄本（原本）

※ 書類への押印はすべて実印をお願いします。

※ 滞納がある場合は、譲受人との賃貸借契約前に滞納分全額を納付していただく必要があります。

※ 承認の条件が履行されないときは、承認は無効となります。